

# 伊勢崎市公立保育所民営化計画(案)に対する

## パブリックコメント手続きの結果について

### 1.意見の提出結果

内 容	伊勢崎市公立保育所民営化計画（案）について
期 間	平成 19 年 3 月 1 6 日（金）～平成 19 年 4 月 2 0 日（金）
提出人数	3 名
意見数	延べ 6 件

### 2.提出意見の内容

No	意見の趣旨	市の考え方
1	公立保育所の民営化は時代の流れと思うが、保育所民営化後には、具体的にサービスが向上した内容やその効果等について保護者をはじめ、市民全体に対してわかりやすく、その成果を明示して欲しい。	民営化した保育所については、一定期間内に第三者評価等を導入し保育内容、サービスについてフォローアップを行っていきたいと考えております。また、行政評価システムの評価対象として市民にその成果について公表していきたいと思っております。
2	前橋市などでは3ヶ月程度の引継ぎ期間をとっている例が多いが、計画では 1 年と長めにとっている。引継ぎ期間が長いと 2 つの団体が 1 人の子どもを見ることになるので現場に混乱が生じたりすることはないか。保護者の意向を把握しながらある程度、柔軟に対応したほうがよいと思う。	ご指摘のとおり、引継ぎ期間については、子どもの最善の利益を念頭において、保護者の意向等を把握しながら柔軟に対応してまいります。

No	意見の趣旨	市の考え方
3	<p>地域性などをよく考えてしっかりと引継ぎ法人を選定して欲しい。</p>	<p>法人の選定にあたりましては、地域性はもちろんのこと、アンケートによる保護者の意向調査等も踏まえ、学識経験者、税理士、市関係者、公立保育所の所長、保護者の代表等から構成される選定委員会を設置し、公正かつ適正に、しっかりとした引き継ぎ法人を選定していきたいと考えております。</p>
4	<p>社会福祉法人及びそれに準じるものが募集資格になっているが、社会福祉法人に限らず、こどもの保育・育成に意欲があり、子供のことを一生懸命考える団体であれば、学校法人や医療法人、その他団体でもかまわないのではないか。</p>	<p>計画（案）では、2.移管先についてにありますよう原則として、社会福祉法人及びそれに準じるものとしています。ただし、認定こども園の新設など新しい制度改革の流れがありますので、将来的には、保護者の理解を得ながら柔軟に対応していきたいと考えております。</p>
5	<p>公募に応募する法人がなければそのまま市で運営を続けていくのか。それとも条件などを変えて二次募集などをするのか。</p>	<p>応募法人がなければ、延期することとなります。民営化の推進にあたっては無理がないように慎重に進めていきたいと考えております。</p>
6	<p>公立保育所が民営化されることによって社会的な弱者である障害をもった子どもなどの保育の受け皿がなくなるのではないかと心配だ。全部、民営化するのではなく、一部は残す必要があると思う。</p>	<p>市内では公立、私立に関係なく障害児等の保育実績があり保育体制が整備されています。今後、公立と私立の役割分担を推進していく計画のなかで、公立保育所の役割の一つとして本市の保育行政の特徴を生かした施策や特別の支援を必要とする障害児などの保育を積極的に推進する方針です。それらの役割分担の推進の成果については、第一次民営化計画の終了後に検証・評価し、その結果は、平成24年度から始まる第二次民営化計画の策定に反映していきたいと考えております。</p>

